

#### I. 研究代表者・研究者について

Q1(補 Q15 ) スタートアップ・エコシステム拠点都市以外の研究者は、対象外となるのか。

A1 本公募は研究者による応募ではなく、プラットフォームとしての応募となります。研究者が GAP ファンドを活用した研究開発を実施するためには、ご所属機関が主幹機関、または共同機関として、「プラットフォーム」に参画して頂く必要があります。また、各プラットフォームで研究開発課題の募集・選考方法等を定めることとなります。

Q2 (補 Q16 ) すでにベンチャーを起業した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A2 すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的であれば本制度の趣旨と異なり、研究代表者とはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。詳細はプラットフォームでの選考の観点等で検討してください。

Q3(補 Q18 ) 研究開発課題の研究代表者が同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A3 可能ですが、選考の際には、重複調査を実施してください。また、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご注意ください。

また、研究代表者の大学発新産業創出プログラム (START) 内における重複応募制限がありますので「2.11.2 スタートアップ・エコシステム形成支援の全体の流れ」をご確認ください。

Q4(補 Q19 ) 研究開発課題の研究代表者は本公募プログラムの活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ (共同出願特許) を用いることは可能か。

A4 可能ですが、事業化に妨げが無いことの確認が必要です。具体的には、他者との共願特許、その他妨げとなる知財が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが将来起業するベンチャー企業にとって重要です。詳細はプラットフォームでの選考の観点等で検討してください。

Q5(補 Q21 ) 研究開発課題の研究代表者は、民間企業から大学に転籍した研究者であり、大学での技術シーズ (特許) は未取得だが、過去に行った発明で民間企業が原権利を保有する特許があり、それをもとに研究代表者として申請することは可能か。

A5 本制度は大学等発ベンチャー創出を目指すものであり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとしての申請はできません。

Q6 (補 Q22) 拠点都市環境整備型の GAP ファンドで支援を行った研究開発課題について、再度本公募プログラムの GAP ファンドで採択し支援を行うことは可能か。

A6 可能ですが、再度支援を行うことで、事業化に近づくことが見込まれることが前提となります。詳細はプラットフォームでの選考の観点等で検討してください。

Q7 (補Q23) 研究開発課題の申請時に研究代表者が記載すべき項目として、その他の研究助成等に海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A7 研究開発課題の応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q8 大学と雇用関係のない研究者（共同研究員、客員研究員、届出研究員等）も研究代表者として応募の対象となるか。

A8 (JST 回答) 大学等に所属する研究者が対象となります。

Q9 すでにベンチャーを起業した研究者が研究開発課題の研究代表者となることについて、要領の QA12 で、既存企業等への技術移転が目的であれば不可、応募の要件を満たし、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示する場合に可で、詳細は PF の検討に委ねられている。詳細な運用についてはどのように対応するか。

A9 A というベンチャーを立ち上げた実績がある研究者が A において実現できない研究開発を新たに立ち上げる予定の B (申請時点では存在しないベンチャー企業) で実現する、との理解です。A と B の事業内容に類似性が高い場合は対象にならないと考えますが、A と B が全く違う事業であれば検討は可能です。その場合は事前に GTIE 事務局あてに確認をお願いします。

## II. 学生の申請について

Q10 (補 Q17) 学生は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A10 修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。但し、研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内としてください。なお、学生の卒業に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を図ることが必要です。ま

た、学部生は研究代表者となれません。また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。

Q11 学生、留学生のみで構成されるチームによる応募は可能か

A11 「学生のみ」・「留学生のみ」での研究開発チーム編成は可能です。但し、研究不正・経理不正・不適切な経費執行が起きない万全の体制を敷く十分な配慮・体制整備が求められます。GTIE GAP ファンドの申請に際し提出する確認書に加え、面接審査に際し本人に確認を行います。

### III. 特許・知財について

Q12 (補 Q27 ) 支援期間中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A27 産業技術力強化法第 17 条 (日本版バイ・ドール条項) に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。

Q13 (補 Q43 ) 特許経費は支出できるか。

A13 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許 (新権利) の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許 (新権利) の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談等の費用が発生する場合は、本プログラムの間接経費から積極的に支出しプラットフォームとして知財戦略・知財マネジメントに取り組んでください。

また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JST が運営する「知財活用支援制度」(※) も活用できますので、ご相談ください。

※ [https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_00summary.html](https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html) 参照

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。

### IV. 研究シーズ等プログラムについて

Q14 (補 Q28 ) 研究開発課題の研究代表者が支援期間中に起業することは可能か。

A14 本公募プログラムは起業前支援なので期間内の起業は想定しておりませんので、原則、起業時点で支援終了となりますが、支援期間中に起業する場合の本公募プログラム継続の可否等については、事前に JST にご相談ください。

Q15 (補 Q29 ) GAP ファンドの対象テーマは、大学発の技術シーズのみが対象であるの

か。社会的な課題を解決するようなテーマは可能か。

A15 大学等発の技術シーズがベースとなっていることが必要です。その上で、社会的な課題解決のテーマを実施することは可能です。

Q16 グローバルのテーマは8分野であれば市場や特許等がグローバルでない取組も応募の対象となるか。

A16 グローバル(コース)の主旨は世界を目指す目的のベンチャー企業の創出です。申請書および面接審査(書面審査通過者のみ)に世界を目指す意図が確認できることは必要です。国内をターゲット市場とする場合はスタンダードの申請をおすすめいたします。

Q17「ユニコーン⑨ 技術および事業関連特許出願済であること」となっておりますが、出願予定や特許出願を行わない研究成果に基づくものでは申請不可ということでしょうか。

A17 申請不可ということです。本活動では、提携候補のパートナーとの交渉するものでチーム情報を開示する必要があります。非機密範囲に留めるにしても、今後のビジネス上の知財戦略を踏まえると出願済が必要となるからです。

Q18 ユニコーンは、「書面審査通過者は海外メンター対応に進む」との記載になっております。これは、あくまでも海外メンターによる「審査」を行うわけではないので「対応」という表記になるということでしょうか。

A18 その通りです。他のGap Fundは審査で順位をつけて、グローバル、スタンダード採択チームを選抜しますが、ユニコーンチームは、海外進出が相応しくかつ可能性のあるものかを判断して決めるため異なるプロセスをとるためです。

Q19「技術シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること」の要件について、設立・事業化等についてどの程度の具体性がある要求されるか。例えば、社長候補がまだいない取組も対象か。

A19 対象となります。具体性については申請書および面接審査(書面審査通過者のみ)にて確認をさせていただきます。社長の例では、どのように経営者候補を探すか、ご計画があればお示しいただけますとよいと思います。

Q20 R3 補正予算が原資のため、期間延長は基本的には想定されないものと思うが、コロナ禍のさらなる感染拡大や紛争等、やむを得ない状況についてはどのような方針にするか。

A20 (JST 回答) 追原則延長はできず、コロナ禍も3年目となるため、現状コロナの感染拡大等を理由とした研究期間の延長は想定していない。

Q21 各大学の公的資金以外のGAPファンドプログラムに応募中の取組も、研究計画に区分

が出来れば応募対象となるか(例えば学内のものが事業化のための実証データ POC 取得で、GTIE ではその後の市場を想定した実用化検証や認証取得等)。

A21 「公的資金以外」は対象となります。また、要領に記載がございます「大学発新産業創出支援プログラム (START) 内における重複応募の制限に掛からないプログラムおよび早稲田大学、筑波大学の GAP ファンド (東大の研究者の方の場合は問題ないと思いますが念のため) 以外は対象です。また、ご指摘の通り研究計画の区分を明示いただくことでベンチャー創出に向けて GTIE GAP ファンドの必要性が伝わるものと思います。

Q22 応募の「事前準備」として倫理委員会の審査が必要なものは、応募前に審査を受け、了承されている必要があるということでしょうか。

A22 GTIEGAP ファンドは期間が半年程度であるため採択後に申請を行った場合、スケジュールが厳しい内容があると思います。【採択を前提として】倫理委員会等ご対応の準備を進めていただくことを推奨します。

#### V. 経費・契約・事務手続き等について

Q23 (補 Q37) 本公募プログラムの遂行に係る経費について、採択されたプラットフォームに参画している機関以外の執行は可能か。

A23 プラットフォームに参画している機関以外の執行はできません。プラットフォームに参画し、JST と契約を締結している主幹機関・共同機関のみ執行は可能です。なお、外注費に関しては Q38/A38 をご参照ください。

Q24 (補 Q38) 「協力機関と JST は直接の契約による資金提供は行いません」とあるが、主幹機関又は共同機関からの外注費を、海外の大学も含め、協力機関に支払うことは可能か。

A24 協力機関 (海外の大学も含む) であるかどうかに関わらず、外注費として認められる範囲であれば、主幹機関又は共同機関から支払うことが可能です。なお、外注費として認められるのは「研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっております、作業のみを外注する請負契約」に係る費用のみです。協力機関への外注の際は、利益排除等の措置を行ってください。

Q25 (補 Q39) 経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。

A25 本公募プログラムを遂行する場合には、研究開発費は国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意して下さい。

・経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、本公募プログラムとその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なります。

令和 3 年度補正予算による支援については、補助金によって行われる事業となります。補

助金の取扱いについては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和 30 年政令第 255 号)に定めるもののほか、文部科学省の補助金交付要綱の定めるところによります。

執行にあたっては、JST が配分する他の研究資金とは区別して管理することが求められます。経費の切り分けが明確にできる場合以外は、本補助金と令和 4 年度本予算による支援との合算使用や、その他補助金および自己資金との合算使用はできません。都度 JST への事前相談を行ってください。

Q26 (補 Q44) 自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A26 機関内の施設等の場合、基本的には、機関が管理・運営すべきものであり、当該経費を支出することは好ましくありません。ただし、本制度に専用に使用する場合、かつ機関の規定等により使用料が課せられている場合は、維持管理相当分のみ当該経費の支出について証拠書類をもとに認めます。

Q27 (補 Q45) 本公募プログラムとして出席を求める研修や進捗の評価への出席等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A27 進捗の評価や研修出席等、本公募プログラムの活動と直接関係があるものには支出できます。

以上